

損害賠償請求訴訟の提起について

平成27年12月17日
税務課

平成27年12月4日付け（本県受付日 平成27年12月16日）で、下記のとおり訴訟が提起されましたので、その内容等について次のとおり報告します。

記

1 原告

中部地区の法人

2 被告

鳥取県（代表者 鳥取県知事 平井伸治）

3 請求の趣旨

鳥取県は、金98,102円（本来の納期限までの運用利益金8,102円及び慰謝料90,000円）及びこれに対する年5分の割合による金員を支払うこと。

4 請求の理由

地方税法第13条の2第1項において、納付（納入）義務の確定した債務を有する特別徴収義務者につき、強制換価手続（滞納処分、競売、破産等）が開始されたときは、納期限において全額を徴収することができないと認められるものに限り納期限を繰り上げることができるとされている。

しかし、このたびの競売手続きは平成20年開始の民事再生手続を受けた不採算事業の整理の一環としての不動産の処分であって、財産状況悪化を推認させるものではないことが容易に認識し得るものであった。

県は、それらの事実について十分な調査をすることなく線上徴収を行っており、違法である。

（線上徴収）地方税法 第13条の2第1項

地方団体の長は、次の各号のいずれかに該当するときは、既に納付又は納入の義務の確定した地方団体の徴収金でその納期限においてその全額を徴収することができないと認められるものに限り、その納期限前においても、その線上徴収をすることができる。

1 納税者又は特別徴収義務者の財産につき滞納処分、強制執行、担保権の実行としての競売、企業担保権の実行手続又は破産手続（以下「強制換価手続」という。）が開始されたとき。

2～5 略

6 紳税者又は特別徴収義務者が不正に地方団体の徴収金の賦課徴収を免れ、若しくは免れようとし、又は地方団体の徴収金の還付を受け、若しくは受けようとしたと認められたとき。

5 今後の対応方針

原告の主張は不当であり、本件線上徴収処分は適正であることから、請求棄却を求めて争うものとする。

〔参考〕経緯

H27.10.1 原告が産業廃棄物処分場税（H27年7月～9月期 3,286,090円）について申告（租税債権が確定、納入期限はH27.11.2）

H27.10.6 原告が所有する不動産に対して競売手続きの開始が決定（金融機関による担保権の実行）

H27.10.14 上記競売事件に係る通知書を中部県税事務所が受領

H27.10.15 地方税法第13条の2第1項第1号の規定により線上徴収を決定

本社事務所を訪問して手交（AM9:19）⇒ 同日午前中に全額自主納付

H27.12.16 鳥取地裁より本件訴状（12月4日付）を受理

